

令和3年3月10日（水曜日）午前10時0分開議

○議長（三浦教次君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 無所属の三橋でございます。

一問一答方式によりまして、通告どおり市長をはじめ関係理事者に質問いたします。

初めに、市長に対し、その政治姿勢について伺います。

12年前に初当選した現市長は、一昨日の本会議におきまして、この12年間は短かったなどと述べて、本年7月に予定されている任期満了に伴う奈良市長選挙に関して、婉曲的な表現で立候補を表明されました。しかしながら、数多くの職員がこの12年間は長かった、長過ぎたとその感想を述べておられまして、市長ただ1人が短かったと回顧されているようにお見受けいたします。

このような主観的な見解はおいても、多選批判をして当選した政治家が、十数年後に自らが多選に及ぶに至った段階で、種々の理屈を並べ立てて自身の多選を正当化ようになる現象は、初心を貫徹する意志が薄弱の政治家に発生する傾向が見られるものでありまして、奈良市の現市長もこの例に漏れないことは紛れもない事実でありまして、同人から発せられた言葉の軽さには誠に残念な思いをしているところであります。

市議会における説明や市民だよりの記載、またソーシャル・ネットワーク・サービスにおける市長アカウントによる投稿においても、その成果のみが強調され、市長に不都合な事項にはほとんど言及されないという現実もございまして、私のみならず、この点は今やほかの議員も厳しく指摘しているところであります。

この12年間の市長の取組の下におきまして、特別職であると一般職であるとを問わず、多くの市職員に共通して、行政執行に必要な法務能力や事務能力の著しい低下が懸念されることは、かねてより申し述べてきたところであります。

また、財政状況につきましても、全国の中核市との比較においても奈良市は最下位の水準にありまして、道路や河川、学校施設等の整備及び維持管理もいまだ不十分であるものと見受けられまして、予算書や決算書には顕出されていない、言わば潜在的な市負担額の規模も膨れ上がっているものと思料され、消防職員数が国の基準よりも60%台しか充足していない一方で、奈良市役所全体としての人件費率はいまだ高水準にあって、限られている財源が住民サービスのために使われていないという構造が全く改善されていないのでありまして、財政の適正化には程遠い状況にあります。

ほかにも数多くの課題が存することを踏まえてお聞きしますが、この12年間における取組の中で、市長は自らに不足していた部分はあると考えているか、あると考えているとすれば、それはどのような内容であると考えているのかにつきまして、まず1問目、お答えください。

○議長（三浦教次君） 市長。

（市長 仲川元庸君 登壇）

○市長（仲川元庸君） ただいまの三橋議員からの御質問にお答え申し上げます。

この12年間の間で、私自身に欠けている点がどこであるかということの認識をとの御質問を賜

りました。

個々の施策ということで申しますと多々ございますが、私自身、やはり浅学非才な身としてこの仕事をさせていただく中で、常に能力の至らなさを感じる点は多々ございます。そのような点を日々自戒しながら、日々精進を重ねさせていただいていると認識いたしております。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 不足している部分の内容についてお伺いしていますが、その内容についてはお答えいただけなかったということであります。

先ほども種々の問題を挙げましたけれども、私が、仲川市長の下で深刻なまでに歪められている分野の一つには、行政広報が挙げられると思います。

新斎苑整備事業と関連してお聞きしていきますが、公共用地の取得については、政治家がその地位や権力に物を言わせて口利きなどが横行し、鑑定価格を大幅に超える価格で土地を購入したり、不要な土地を購入したりするなど、古い時代においてはそのようなあしき行政運営が行われていたことも事実でありまして、さすがに現在においてはそのような公共用地の取引は認められないのでありまして、政治家やこれに影響力を有する人物の主観による価格及び対象範囲の設定ではなく、客観的な評価に基づく価格によることなどが求められるのであります。

新斎苑整備事業に係る公共用地の購入について見れば、私は、この売買契約の締結に先立って、市議会においてもその問題点を再三にわたって明確に指摘してきたところではありますが、市長は、私の指摘を無視して、単位面積当たりの価格を鑑定価格の3.3倍として、しかも対象範囲を当初計画の2倍という11ヘクタールもの面積について、税金を使ってこの土地を購入したのであります。そして、当然のこととして住民訴訟が提起され、司法判断として一審の奈良地裁で被告奈良市長仲川元庸氏敗訴の判決があり、控訴審の大阪高裁でも同様に敗訴しているわけであります。

本件については、奈良市は行政広報において、市の立場を一方的に正当化しようとする発信しか行っておらず、巨額の税金の使われ方の問題というこの重大な事件について、司法判断の要旨等の客観的ないし中立的な内容については、市民には伝えられておりません。奈良市の行政広報というのは、本来であれば政治的に中立性を期すべきものでありまして、このように市が被告として訴訟を提起され、重大な司法判断が示されたことは、市民だより等において記載されるべきものであります。市長にとって不都合な真実は言及されない行政広報、また、行政側に都合のよい一方的な主張のみを発信する行政広報というのは極めて問題があり、現在の奈良市の行政広報の実態は、市民だより等の媒体が仲川元庸氏の個人的な言い分を代弁する宣伝道具と化しているものと言わざるを得ません。

これを踏まえてお聞きしますが、奈良市が抱えるこの重大な問題について、訴訟に発展し、その一審で市敗訴、控訴審でも市が敗訴という司法判断が示された市政上の極めて重要な問題について、なぜ市民だより等において記載されないのか。客観的な立場で、本件に係る事実についてしっかりと市民にお伝えしていく、それが行政広報の使命であり、この問題についても市民だより等において記載してお伝えしていくべきではないのか、この点について、市長の御所見はいかがでしょうか。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 2問目以降は自席でお答えを申し上げます。

今回のオンブズマンをはじめとした住民訴訟ということでございますけれども、あくまでも市は訴訟の当事者という側面を持っております。そういった意味では、当事者性という部分について

ては、どこまでいっても否定ができないということでありますので、100%客観的な立場で論評するということはなかなか難しいという立場がございます。

一方で、市が原告の訴えておられるような点を代わりに代弁するということもなかなか難しいところもございますので、この点については、市の考えということでは、しっかりとその根拠や考え方の方向性をお伝えする必要があるということで、ホームページには既に掲載をさせていただいております。

市民だよりなどにどのような形で情報提供させていただくべきかということについては、今後考えていくべき点かなというふうに思っております。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私は、原告の代弁を市が代わってせよなどとは申し上げておりません。司法判断がこれまで2度示されているわけでありまして、判決文の要旨を紹介するなど、そのやり方は種々あるかと思っておりますので、その点、中立性が求められる行政広報の在り方としてこれをぜひ実施していただきたい。一方当事者としての主張だけではなくて、行政機関として中立性が求められる行政広報の在り方とはそういったものであると私は考えております。

市民だより等の行政広報がまるで仲川市長の個人的な宣伝道具となってしまうということは、これまでも委員会等でも指摘してまいりました。奈良市長、あるいは奈良市のためではなく、仲川元庸氏個人のために行われていると言わざるを得ない問題は、行政広報の在り方だけではありません。仲川市長の下において奈良市は数々の訴訟が提起され、公共用地の取引が法外な価格で行われた事件についてだけ見ましても、仲川元庸氏が個人として負うべきことが明らかである責任につきまして、損害を被った側である奈良市がこれを擁護するために、奈良市民が納めた多額の税金をさらに投じて、市職員の人件費や弁護士費用などに充てて訴訟に対応しているわけであります。

この事務に従事している新斎苑建設推進課の職員や、この訴訟遂行を受任する弁護士は一体何人いるのか、また、その人件費や委任費用は総額で今まで幾らにまで上っているのか伺います。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 年度ごとで担当しております新斎苑建設推進課の職員は、数の変動がございますので、令和2年度ということで申し上げますと、職員数が8名、うち2名が再任用ということでございます。課長1名、課長補佐2名、主査、それから主任2名、係員2名ということでございます。

また、これまでの訴訟に要した経費ということでお問合せをいただきましたが、一審につきましては、着手金が91万3680円、報酬額としては25万8500円ということで、合計117万2180円ということでございます。二審につきましては、着手金が220万円、そして報酬額につきましては、これはちょっとまだ決まっておりませんが、最大ということでは440万円ということにはなっておりますが、まだ確定をいたしておりませんというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私は、奈良市に損害を与えた張本人である仲川元庸氏個人を擁護するために、市民の税金を費やすべきではないと考えます。これ以上、税金を使って、奈良市及び奈良市民の被る損害を拡大させるべきではないと考えます。

地裁判決及び高裁判決によれば、仲川元庸氏の不法行為が認定され、奈良市に損害を生ぜしめ

たことが認定されております。不法行為の法律要件は、一般に行為者の故意過失、権利利益侵害、損害、因果関係であります。判決によれば、鑑定価格の3.3倍という著しく不均衡な価格で土地を購入することとなるという事実を認識していながら、すなわち故意に、相手方の要求に応じる形で本件売買契約を締結したということが認定されているのであります。奈良市が岩井川ダム事例を本件土地売買契約の金額設定において考慮したとの主張は、相手方の過大な要求に応じるべく、後づけで説明をつけたものにすぎないとも認定されております。

裁判所の認定事実によれば、本件土地売買契約の金額設定の妥当性について、市議会に対して真実と異なる検討過程を説明していたということになります。約1億7000万円という売買価格は適切に検討した上で導き出したものであるという説明は、高値での売買契約をするという結論がまずあって、これを正当化するために後づけで加えられたものにすぎず、市議会においても、堂々と虚偽にも等しい答弁を繰り返していたということになります。

奈良市は既に上告したようですが、奈良市としては、大阪高裁のこれらの事実認定に争いがあるということでしょうか。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 市といたしましては、やはり大阪高裁の判決内容につきまして不服があるということで、改めて最高裁判所の判断を伺うという判断をさせていただいたということを考えましても、認定に対して不服があるということでございます。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 司法判断は、私が市議会において指摘し、また監査委員としても判断していた内容とほとんど同旨でありまして、判決を待たずとも、市長が故意に高額で土地を購入したことは明らかであります。

強引な手法を取ることを正当化するために、市長は、合併特例債の発行期限が迫っていたことを挙げております。市長は、合併特例債を活用することで奈良市には損害を与えておらず、むしろ奈良市財政にとって有利であったのだとも弁解をしております。しかしながら、財源が国費であれば、市長が裁量権を逸脱、濫用して傍若無人に公費を使っても構わないということにはならないのでありまして、市単独費用であろうとなかろうと、公共用地に係る売買金額はその財源の費目によって上下させることが許されるものではないことは、通常の判断能力を有する行政職員にとっては自明であります。

この点は理解されていますか。奈良市の単独費用でなければ、国費であれば裁量権を逸脱、濫用しても何をして構わない、そのように考えていらっしゃるというわけでしょうか。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） この点については、価格構成要素の妥当性ということの議論とは少し距離を置きますけれども、いわゆる合併特例債の期限が迫っているということに対して一定の必要性があったということは、判決の中でも認められてございます。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 必要性があったとしても、それが正当化する事情にはならないと認定されているわけでありまして。

私は、県職員時代には、国や県の補助事業等についての行政事務も扱っておりました。補助事業を実施するに当たって最も迷惑なのは、自分のところのお金でないことをよいことに、どうせ国の金だから、県の金だから、そういつて、国費や県費であっても同じ税金を原資とする事実を

忘れて好き勝手に振る舞う自治体であります。このような自治体の振る舞いは、国家財政を食い物にして、我がまちさえよければそれでよいという自己中心的な発想に基づくものであり、許されないものであります。

本件については、地方交付税法の関係規定に徴すれば、奈良市において、このように合併特例債の適用事業の執行に当たって不適正な処理が行われていることを踏まえると、交付税の算定に瑕疵があったものとして、本来受けるべきであった額を超過する部分については、奈良市は国に対して交付金を返還しなければならないばかりでなく、場合によっては当該超過額に年10.95%という高い金利で計算された加算金も合わせて国に納付しなければならないという事態にもなり得るのであります。このように、合併特例債の適用期限云々と言ってみたとところで、不法行為によって強引に起債を充てた場合においては、奈良市財政にとって有利になるどころか、奈良市は国に利息を添えてその返還を迫られ、さらに多額の損失をもたらすことにもなりかねないのであります。

また、高裁判決では、合併特例債の発行期限が延長されることは、仲川元庸氏は早い段階で知っていたものとも指摘されております。この裁判所の実事認定によれば、仲川市長は、市議会においてもその必要な情報を意図的に提供せず、議員を欺罔するような手法を講じて土地購入議案の議決を騙取したことになります。これは重大な背信的行為であると言わざるを得ません。

次の点に行きますが、仲川市長は、市民に向かって自ら市に損害を及ぼしたことについて謝罪するどころか、開き直って裁判所批判を繰り返し、全国の公共事業に飛び火しかねない問題のある判決だなどと主張しているのであります。これは、公共事業が何たるかをまるで理解されていない、非常に浅はかな主張であります。

市長の見解に従えば、このように公共用地の取得に際して、鑑定価格の3.3倍もの価格で特定の私人を利する態様で土地を購入することが許されるということになり、奈良市は今後、全ての公共事業で鑑定の3倍以上もの価格で土地を購入することを迫られることになる、そういった事態を導くこととなります。それこそ全国の公共事業への影響は重大で、公共用地の取引において、政治家や行政職員による汚職を誘発する事態にもなりかねないのでありまして、市長の裁判所批判の内容は、明らかに浅はかなものと言わざるを得ません。

今後、奈良市の事業予定地を取得するに当たっては、地権者からの要求があれば、土地収用法を適用せず、鑑定価格の3.3倍もの金額で土地を購入していくという方針なのでしょうか。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 既に市の見解、それから判決文等を御覧いただいていると思いますので、そのような事実は全くない、またそういった考えではないということはお分かりいただけるものと存じます。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） しかしながら、市長の見解に従えば、先ほど私が申し上げたような結論が導かれるのであります。

先ほど事実認定に争いがあるという答弁でありましたが、上告審は法律審でありまして、事実を争うことはできません。事実認定を争おうとして上告をしたのであれば、それこそ無知に基づく不毛な訴訟遂行であると言わざるを得ません。

適法に上告することのできる主な要件の一つとしては判例違反などが挙げられますが、そのような判例違反を基礎づけるべき事例などは存在するのでしょうか。判例違反を主張していくので

あれば、その判例とはいつの最高裁判決を指すのか、もしくはいつのどの高裁判決を指すのか、明確にこの場で示していただきたいと思います。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 詳しい訴訟の論点ということについて、弁護士とも調整をした中で、あまり子細に説明をするということについては差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） このように、都合の悪いことは市議会では答弁いただけない。これは市議会の場なんです。説明して当たり前の話なんです。説明責任があるんですよ。それを放棄して、弁護士に言われたからと。答えられないんですよ。判例違反なんてないんですよ。それが事実だというふうに申し上げておきたいと思います。

現行の訴訟法に従って控訴審での認定事実を前提とすれば、上告審で控訴審判決を覆すというのは、まるで雲をつかむようなものでありまして、仲川市長の個人的な希望的仮定にすぎないのであります。この高裁で認定された事実を基礎として、一体、どのように自らの行為が適法であったと主張することができるのか、理解に苦しむものであります。仲川市長が地方裁判所の裁判官らと高等裁判所の裁判官らの法解釈を全否定し、控訴、そして上告していくのは、まるで自身を弁護するために市職員や市の顧問弁護士、組織内弁護士等の行政資源を私物化しているように映るわけでありまして。

さて、控訴の際もその問題を指摘いたしました。奈良市が上告をするということは一体誰が最終的に判断したのか、お答えください。最終決裁者は誰であるのか伺います。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 今回、上告をするということにつきましては、当然のことながら庁内におきましては、私が最終決裁をさせていただいております。

また、通常、議会に対しまして、裁判の訴えの提起をするに際しましては、議会の議決を経ることになっておりますが、今回の議決につきましては、既に大阪高裁に控訴をする際に——上訴につきましても改めて議決を経ることではなく、既にさきの議決の中にその要旨が含まれているということから、議決を要しないと判断をさせていただいたわけでございます。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 上告をするというのは市長が判断したという答弁であります。控訴ないし上告に際して、奈良市に損害を与えた張本人である仲川元庸氏が実質的に決定していたことについては、利益相反関係にある者がこれに参画したという重大な瑕疵があるものと言わざるを得ません。

通常の組織であれば、特別の利害を有する関係人については、その意思形成過程に関与させないものとするのが一般であります。その点は行政組織でも同様であります。対外的には市長の名で訴訟を提起し、また訴えられることは結構であります。内部的な意思形成過程については関与すべきではないと強く申し上げておきます。その判断の過程、手続そのものに瑕疵があったものと指摘をしておきます。

この点について、市長の常識が問われているものと思いますから、一応お聞きしますが、市長はこれをおかしいと思われませんか。自らが特別利害関係人であるにもかかわらず、その判断を自ら行っている、その点はおかしくないですか。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） これは、あくまでも市が当事者となってこの裁判を進めているわけがございます。現時点において、私が個人の仲川でありながらも組織の長である市長という立場でもございますので、おかしいことは一切ないというふうに思います。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 市として控訴、そして上告することを決定した過程は、公正なものと言いはれ難いものであります。これは市長がどのようにお考えになろうと一般的な常識の話でありますので、特別利害関係人がその意思形成過程に関与しないというのは当たり前の話であります。

次に、仲川市長は、自らの行為を正当化するために、「自身の利益を図るなど違法不当な目的のために本件売買契約を締結したことをうかがわせる事情は認められない」と判決でも認定されていると弁解しているわけではありますが、この点については、明らかに判決文を正しく読解することができていない極めて恥ずかしい言い訳であります。

すなわち、その言い訳は、高裁判決30ページ19行目から20行目の判示部分を指して述べているものと思われませんが、この文脈は、締結された契約が無効であるとの結論を導く法理の一種、いわゆる暴利行為論を適用することができるかを検討する過程で判示されているものでありまして、自身の利益を図ろうとしたものではないとさえ弁解すれば、たとえ契約の相手方である第三者の利益を図ることになったとしても、市長の裁量権の逸脱、濫用がなかったことになるという結論を導くことはできないのであります。

この点を捉え、独自の見解を並べ立てて高裁判決を論難し、税金を原資とする公金や市職員などの公共資源をさらに費やして自らの不法行為を弁護士らに擁護させようとしている市長の政治姿勢は、社会正義に著しく反するものと言わざるを得ません。市の顧問弁護士や組織内弁護士らは、そのような基本的な法解釈について、市長に助言しなかったのでしょうか。既に市長は、その点を理解されないまま市議会においても間違った答弁をし、非常に恥ずかしい市としての見解が永遠に会議録にも残ってしまうこととなってしまいました。

ここに来て、奈良市長に近い一部の市議会議員や県議会議員、またこれの政治的な支持者などから、市が仲川元庸氏個人に対して有することとなる損害賠償債権を放棄すべきなどと主張しているという、良識を疑うべき動きがあるとも聞いております。控訴し、上告をするということは、司法判断に対する不服を申し立てるものでありますが、最終的にはその確定判決を尊重してそれに従うということを前提とする行為であります。

仲川市長において、自身の不法行為によって奈良市に損害をもたらし、奈良市が仲川元庸氏個人に対して有する損害賠償債権を放棄する手続を取る可能性があるのか、明確な答弁をお示しいただきたいと思います。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 私が行政の長として様々な意思決定をさせていただいたことに伴いまして、今回、住民訴訟で訴えられているわけがございますけれども、市の主張といたしましては、市の取引価格、市の購入価格については妥当なものであるということを繰り返し主張申し上げてきたところでございます。

一方で、今、議員から御指摘のありましたように、行政の長が住民訴訟等で損害賠償の請求を受けた際にどのような対応をするべきかということについては、様々な方法論がこれまでも各自治体において取られてきたところであると認識をいたしております。

- 議長（三浦教次君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） それでは、債権放棄をする可能性もあるということですね。その可能性を否定できないということですね。
- 議長（三浦教次君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） 他市におきまして取り組まれているような様々な対応につきましては、私どもといたしましても同様に検討していくべきものであると認識をいたしております。
- 議長（三浦教次君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 質問に答えていただきたいんですね。
債権放棄をする可能性がないのならない、あるんだったらある、どちらですか。
- 議長（三浦教次君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） その取扱いにつきましても、今後議論を深めていかなければならないというふうに考えております。
- 議長（三浦教次君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 債権放棄の可能性を否定できないということですね。
- 議長（三浦教次君） 市長。
- 市長（仲川元庸君） そのように申し上げております。（三橋和史議員「ほう」と呼ぶ）
- 議長（三浦教次君） 三橋君。
- 16番（三橋和史君） 大変驚くべきとんでもない答弁だと思います。司法判断において、自身の不法行為によって奈良市に損害をもたらしたとされる仲川元庸氏が自ら債権放棄の議案を市議会に提出し、政治的に持ちつ持たれつの政治家がこれに賛成しても、市長の行為態様が前述のように極めて悪質であることに照らせば、その債権放棄の議決自体が違法となり、その債権放棄は無効とされる可能性も十分に高いのであります。
- 私は、この場をお借りして宣言をいたしたいと思います。仮に今後、司法判断を無視して住民訴訟制度をじゅうりんし、市長が債権放棄の議案を市議会に提出し、これを市議会が議決するようなことがあれば、私は、その当事者である市長はもとより、債権放棄の議案に賛成の表決をした全ての議員に対しても、あらゆる法的な手段を駆使してその責任を問うてまいる所存であります。
- 本件をはじめとして、仲川市長の下で、奈良市は幾つもの訴訟を抱えるに至っております。そもそもの問題は、法令遵守の意識に係る姿勢と、それを担保する確かな法務能力の欠如であります。これに関連しまして、新規採用職員であるかどうかを問わず、また新任管理職員であるかどうかを問わず、市長を含む全ての市職員の法務能力の向上のための施策に力を傾注してもらいたく求めるものであります。
- 次に行きます。
- 企業局長の職務姿勢について、質問をしてまいりたいと思います。
- 奈良市の水道事業と下水道事業を所管する池田 修企業局長の横暴については、先日の議会運営委員会においても、その一端を紹介申し上げたところであります。先般配付した資料にもありますように、奈良市議会基本条例に基づく議員の文書質問に対して回答を拒否し、自身の勝手な見解を並べ立てて、質問の内容は都合が悪かったのか、議員に対して質問を変えろなどと要求してくるありさまでありました。何名かの同僚議員にもその際のやり取りを録音したものをお聞きいただきましたけれども、こんな公務員が奈良市にいたのかと口をそろえられます。

流域下水道維持管理負担金の是正を求める質問の趣旨についても、企業局長は私に対し、「それはあなたの勝手な見解でしょう」、「もう議会でやればいいじゃないですか」などと申し向け、平成30年9月21日に市議会としても議員各位が全会一致で可決した議決の重さを全く認識しておらず、行政の執行者としての立場をわきまえることなく、議会の意思さえもじゅうりんする発言を繰り返しておりました。

質問に答えないことについても、「回答してます」、「回答してます」、「回答してます」などとまるでオウムのように決まり文句を繰り返し、不誠実極まりない発言を続け、電話を一方的に切り始めたのであります。「回答してます」などと言いながら、当初示された回答票には、自ら「質問に対する回答はございません」と記載しているではありませんか。回答はない旨記載しておきながら、回答していますなどという発言は、もうまるで意味不明も甚だしいのであります。会話にならない支離滅裂の受け答えを繰り返し、議員に対してもこのような対応でありますから、一般市民の皆さんに対しては、さらなる横暴を極めているであろうということは容易に想像ができるのであります。

議会で審議することを御所望ですので、その御希望に応じて、企業局長の職務姿勢について質問してまいります。

先ほど申し上げた市議会全会一致の議決を経た意見書の内容について、流域下水道維持管理負担金の在り方の見直しについて、企業局のどの部署において具体的にどのような検討を加え、それに沿って奈良県への要望をどのように行ってきたのか。質問したことに対してのみの的確にお答えください。

○議長（三浦教次君） 企業局長。

○企業局長（池田 修君） こういう公の場で人格を攻撃するような発言があったので、私も聞き捨てならないということで、まずこのトラブルの中身を（三橋和史議員「いや、質問に教えてください。議長、注意してください」と呼ぶ）そこから言わないと分からないんだよ。

この問題は、流域下水道の（三橋和史議員「時間を止めてください、時間。審議妨害じゃないですか」と呼ぶ）

○議長（三浦教次君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後2時53分 再開

○議長（三浦教次君） 休憩前に引き続き、再開いたします。（池田 修企業局長「それは企業局全体でやっています」と呼ぶ）

まだ指名していません。

○議長（三浦教次君） 企業局長。

○企業局長（池田 修君） どの課がということではなくて、局を挙げてやっております。

以上です。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） その会議記録はあるんですね。

○議長（三浦教次君） 企業局長。

○企業局長（池田 修君） それは一々、県の方と話をするのに議事録とか、取る場合もあれば取

らない場合もあると、そういうことです。

以上です。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 行政の意思形成過程については、文書において記録するようにということになっていますので、その点を踏まえて今後職務に当たっていただきたいと思います。

毎年6億円にも上る損失を、企業局長の怠慢と市議会の議決を無視した不作為によって生じさせているわけでありまして、それを補填するためになぜ市民がこれを負担し続けなければならないのか、理解に苦しむところであります。

感染症対策のために国民が今耐え忍び、奈良市における地域経済も極めて厳しい状況であるにもかかわらず、昨年には奈良市における下水道料金が大幅に引き上げられました。このように企業局は、市民の生活を顧みることなく、厳しい状況に置かれている市民らに追い打ちをかけるように、負担の増加を迫っているのであります。

一方で、企業局は、その建物の4階の食堂を廃止し、豪華なラウンジにリニューアルしたとのことであります。高機能の手洗い場の設置、電子レンジ2台もさらに公費で購入し、さらには1脚3万円という高級な椅子を20脚も購入したというのであります。どういった予算の費目でこのような豪華なラウンジへの改修工事が行われていたのか不思議であります。建設企業委員会に所属している議員に聞いても、そのような説明は企業局長からは一切なかったということであります。

市民の皆さん、奈良市企業局長は議会軽視も甚だしいどころか、本来ならば感染症の流行を受けて疲弊している市民生活を顧みれば、負担軽減のためにも値下げをすべき公共料金をかえって値上げしておきながら、水道事業会計も下水道事業会計も厳しいなどと触れ回っておきながら、これらを所管する企業局長は、まだまだ問題なく使用できる食堂スペースを多額の公金を費やして改修し、豪華なラウンジを造り上げていた。そういった経営感覚がめちゃくちゃな采配が行われているということをぜひ知っていただきたい。

なぜ市民に負担増を迫りながら、企業局の建物内に豪華なラウンジを整備する必要があったんですか。こういった経営感覚は市民感覚から大きく逸脱している、私はそのように思いますが、企業局長はいかがですか。

○議長（三浦教次君） 企業局長。

○企業局長（池田 修君） 食堂の改修につきましては、企業局の百何十人かでは営業が成り立たないということで撤退をされたわけです。それで、もう古い施設設備を撤去したりいろいろする過程で、コロナ対策で同じ部屋にたくさんいちゃいけないので、設備も管理をしながら、カウンター方式で、そういうコロナ対策のリモートワークスペースとして整備をした。それは、リフォームをすれば物は新しくなるから。そういう（三橋和史議員「誰に怒っているんですか」と呼ぶ）何を言っているかということですよ。

○議長（三浦教次君） 趣旨に沿った発言で。もうそこで結構です。

三橋君。

○16番（三橋和史君） 一体誰に怒られているのかよく分からないのでありますが、1脚3万円の椅子を20脚も購入すると。コロナ対策で豪華なラウンジを造る必要がありますか、議員の皆さん。（中西 日出議員「ない」と呼ぶ）ないですよ。そうですね、ないという発言も今いただきました。

企業局で用いようとしている会計システムについて、次に伺っていきます。

こういった企業会計の会計システムは、通常、大手企業も含めてパッケージとして用意されているものであり、財務会計上の手続としては競争入札によって事業者と契約して導入するものがあります。

企業局で今取り組まれている会計システムの構築については、どのような手続を経て外部発注をしたのでしょうか。

○議長（三浦教次君） 企業局長。

○企業局長（池田 修君） 今、クラウドシステムのプロトタイプ開発を私を中心にやっているわけですが、随意契約でやっております。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 随意契約でやっているんですね。これはなぜ競争入札ではなく随意契約を締結したのか、その理由を伺います。

○議長（三浦教次君） 企業局長。

○企業局長（池田 修君） よくぞ聞いてくれましたということですが、（三橋和史議員「真面目に答弁してください」と呼ぶ）今の公営企業会計システムの現状というのは、私はもうよく知っていて、富士通とか、いろんな会社がやっているわけですが、これは公営企業法の基本的な伝票処理とか、そういうことが分からない人たちがつくっているシステムなんです。これを例えば、我々が今、企業局で使っている会計システムは、一般会計システムをちょっと拡張したような格好で、例えば複式簿記の伝票で、消費税の伝票を伝票として発行しないで別口で何か適当に計算をしてやっているものだから、普通の残高試算表とか、そういうものがないと。それはもう全ての——全てと言っちゃあれですけども、私が知っている範囲では、そういう大手のパッケージソフトは駄目なんです。

だから、今、私がずっとここ20年ぐらい考えていた会計システムの基本をベースに、私の考えを現実にしてくれるプログラマー——PHPとか、そういう実力のある方をたまたま紹介いただいて、普通なら何千万円とかかるようなやつを1000万円以下で、とりあえず私の言うとおりにやってくれという形で契約していると、そういうことです。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 今、堂々とよくそんな答弁をこの市議会でするなど、私は率直にそのように思います。そうやって主観で公契約を行う人物がいるから、公契約がゆがめられる懸念があるのであります。だから一般競争入札とするのが原則だということが法律で決まっているわけでありまして。

随意契約の要件を充足しているんだということを言いたいような答弁だったと思いますが、当初の契約の後に企業局長は、当該業者との間でさらに495万円での随意契約を締結しているのではありませんか。当初金額は43万円です。随意契約を行っておきながら、半年も経過しない段階で495万円での随意契約を行っている。これは競争入札を免れるためのいわゆる分割発注と呼ばれるものでありまして、違法な財務会計上の行為であります。

その後も当該業者と随意契約を締結している、これは間違いありません。

○議長（三浦教次君） 企業局長。

○企業局長（池田 修君） そのとおりです。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番(三橋和史君) 一体奈良市は、監査請求も住民訴訟も幾つ抱えるんだということでありまして、企業局においてもまた一つ見つかったということでもあります。

会計システムの構築は、企業局長が締結した随意契約の相手方たる事業者でなくとも可能でありまして、なおかつ当該事業者は、そのホームページ等の案内を見る限り、会計システムの開発を取り扱っていない会社であります。

今、企業局長が取り組まれている会計システムの構築の内容は——議員の皆さん、これを次に聞いていただきたいんですね、驚くべき内容なんです。その内容は、奈良市がまだ参加することは決定していない県域水道一体化のために必要な内容としているとの疑義もあるんですよ。企業局長が自ら執行機関であることをわきまえず、仮に市議会の議決も経ずに独断でこのように県域水道への参加を前提としたシステムを構築しているとなれば、市議会を無視した横暴であると言わざるを得ません。

県域水道一体化を前提としたシステムの構築を図ろうとしているというのは真実ですか。

○議長(三浦教次君) 企業局長。

○企業局長(池田 修君) 県域水道一体化を前提としているのではなくて、28市町村全ての水道事業体の業務の広域化を図るためにやっているわけです。だから、システムのクラウド化というのは、奈良市でもやらなきゃいかんわけです。それを将来共同化するのにみんなが使えるような形のクラウドでやるということは、誰でも使えるような形にしようということだから、それは何も一体化とは関係がないですよ。(三橋和史議員「ほう」と呼ぶ)業務を広域化、共同化するためのやつですよ。

○議長(三浦教次君) 三橋君。

○16番(三橋和史君) 県域水道一体化に関係がないと、そういう答弁でありました。

私、ここに入手している資料があります。(三橋和史議員資料を示す)これは公文書ですね。入札参加者等選定審査会資料という企業局が作成した資料がございます。ここに業務概要、委託に当たっての業務内容を書いているんですね。県域水道一体化に備えて開発することを目的とする、このように記載されているじゃないですか。関係がないというような答弁はまかり通らないわけでありまして(池田 修企業局長「そのためにやっているわけじゃないですよ」と呼ぶ)不規則発言は慎んでいただきたいんですけどもね。これ、議会答弁でも関係がないと言いながら、審査会の資料に書いているんですよ、皆さん。こんな議会答弁が許されるんですか。大問題だと指摘しておきたいと思います。

文書質問に係るやり取りについては、さすがに市議会議長や市長からも企業局長に注意されたものと伺っておりますけれども、先ほど来の答弁を見ても、いまだ改められていないというふうに解さざるを得ません。市長もその際は速やかに対応されたものと思いますけれども、そもそもなぜこのような人物を企業局長に任命しているのか、理解に苦しむところであります。

一般市民の皆さんにも分かりやすく申し上げますと、企業局長という名称が付されておりますが、これは一般職の地方公務員を充てる役職ではなくて、地方公営企業の管理者としての特別職の公務員であります。言わば仲川市長が連れてきて任命したわけでありまして、その任命責任にも言及せざるを得ません。

議会審議も軽視し、執行者としての自覚のない人物については、地方公営企業の管理者として不適格であると評価せざるを得ませんし、即時更迭を求めていきたいと思いますが、任命権者の市長としての責任はどのようにお考えか、御答弁ください。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 三橋議員から文書で質問を頂戴し、それについての回答が不十分であるという御指摘をいただきました。質問が文書でありますので、その文言から十分には読み取れない思い、お考えというところもあろうかと思っておりますので、その点が十分な回答になっていなかったという点については、私からも管理者に対しまして指導させていただきました。

また、それ以外の今るお述べいただきましたような点につきましては、双方しっかりと情報を確認して、またきちんと説明をさせていただくということも必要であろうと思っております。部分的な情報だけでは断定できないこともあろうかと思っておりますので、このあたりは、また当然のことながら議会の皆様方にもきちんと情報を提供させていただいて、客観、冷静に御判断を賜ればというふうに思っております。

任命権者としての責任ということをございますけれども、やはり現下の厳しい経営状況の中で、特にこれから様々な難しい課題もある中において、豊かな経験を有する管理者が着任してくれているということは、私としては大変心強いというふうに考えております。一方で、任命の責任ということになりますれば、当然、私はその責任を負うべき立場にあると認識いたしております。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 民間企業、自分の会社であれば好き勝手やっていたら結構なんですけれども、これは公営企業なんですね。奈良市の企業なんですよ。その点、執行者としての自覚がおりにならないようでありますので、任命権者としてもう一度、その判断が正しかったのかどうか、客観的に御判断をいただきたいということを市長は今おっしゃいましたけれども、客観的な事実しか私は摘示しておりませんので、その点、付加申し上げておきたいと思っております。

同報系防災行政無線の整備について伺います。

同報系防災行政無線の整備については、現在の危機管理監による手続には問題が見受けられるということを委員会等でも指摘してまいりました。一方で、これと同時に、運用上の改善点についても意見を申し入れてきたところであります。

これまでに、事象や緊急性の程度ごとに区別してあらかじめ意味づけしたサイレンパターンを用いた情報発信、地震の際における緊急地震速報だけでなく、発生直後の注意喚起、停電時における通電火災への注意喚起の放送、大規模災害後における窃盗や性犯罪をはじめとする犯罪抑止のための呼びかけ放送、奈良公園等の平時には外国人観光客の多い地域における英語による放送などについて、どのように改善したのか、あるいはどのように改善するのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） サイレン音などを活用した改善ということでありまして、奈良市の要領の中におきまして、緊急通信においては、放送の冒頭でサイレンまたはチャイムを吹鳴することというふうに規定されております。これに基づきまして、震度5弱以上の地震発生時には、緊急地震速報の信号を受け、冒頭、緊急地震速報の警告音を吹鳴した後、「緊急地震速報、大地震です、大地震です」と放送するよう自動設定をさせていただいております。

避難勧告と避難指示を一体化するという今回の災害対策基本法の改正に合わせまして、弾道ミサイル情報など国民保護法に基づく情報とは別に、例えば避難指示と緊急安全確保でサイレンパターンを分けるというようなことも考えていかなければならないということで、担当課において、今、準備を進めているというふうに考えております。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） お聞きしている内容に全て答えていただけますか。抜けていませんか。抜けていませんでしたかね、どうでした。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 抜けているとは認識していなかったんですが（三橋和史議員「そうですか、はい」と呼ぶ）申し訳ございませんが、もし答弁漏れがございましたら御指摘いただければありがたく存じます。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私も聞き漏らしたかも分かりませんので、少し事務方に確認していただきながら、次の質問に行きたいと思えます。答弁漏れがあるんでしたら後ほど追加してください。

本事業ですね、同報系防災行政無線の整備事業は令和2年度のものでありますが、年度末の現時点、令和3年3月の時点に至ってもなお、事業の完了の見込みがありません。私は、再三再四にわたって市議会で審議してきたにもかかわらず、危機管理監などからは本事業の遅延に関して何らの説明も行われていないということも踏まえ、市議会に対するその説明姿勢を改めていただく必要があるということを指摘するとともに、早期の事業の完了を求める次第であります。

また、屋外拡声子局における赤色回転灯の併設に関する事項について、市民等からの要望や私からの提案に対しまして、市議会における答弁内容に反して適切な検討が加えられていなかったことは、厚生消防委員会等においても指摘してきたところであります。

効果の期待できる箇所があるのであれば、たとえ数か所でも、試験的にでも実施すべきではないかと思えます。この点に関しては、市長にもその検討過程に問題があった旨を申し入れたところでありますが、その後の検討結果はいかが相なったのか、お聞かせください。

○議長（三浦教次君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 赤色回転灯ということでございますが、議員のほうからこれまで何度も御意見、また御要望、御提案をいただいてきたと認識いたしております。

市内全域では展開を図ることが難しいというようなことから、十分な事業推進に向けての検討はできていなかったところがございますけれども、今後、特に障害をお持ちの方などを想定した中では、いろいろなパターンを試験運転していくということも一定の必要性があるというふうに考えております。そのようなことから、今回のスピーカーの設置工事の範囲の中で、まずは1か所、試験的に運用してみたいというふうに考えております。

○議長（三浦教次君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 1か所ということで、その十分性には疑問を持たざるを得ませんが、全く取り組まないという姿勢から改め、国の方針にも沿い、地域の要望にも沿い、市議会における意見にも沿う形で、できる範囲で取り組もうとする方針に転換された点については、高く評価したいと思います。

また、市民や地域団体などからも何件もの要望書が提出され、そこには聴覚障害者等への配慮を求める記載があったにもかかわらず、これが検討さえもされず葬られていたという問題も指摘してまいりました。私の再三にわたる指摘に対して、ようやく障害者団体とも意見交換を行う機会を設けたということについては、遅きに失するとの批判は免れないものと思えますが、一定程度姿勢を改めたことについては、それはそれとして評価したいと思います。

時間がないので、通園通学路の危険箇所の整備については、また別の機会に質問をさせ

ていただきたいと思いをします。

今回の一般質問におきましても、仲川市長にも厳しい指摘をさせていただきましたが、私もなるべく厳しいことは言いたくありませんし、しかしながら、これは議員の職務としてやむを得ずやっているわけでありますので、的確な批判にはしっかりと耳を傾けていただければ、これはこれで仲川市長のためにもなると思いをしますし、またさらなる人気の向上にもつながると思いをしますので、耳の痛い批判はシャットアウトするのではなくて、自らのためにもそうでありますけれども、奈良市民のため、奈良市のためにしっかりと的確な批判に耳を傾けていただいて、これを受け入れてその職務に生かしていただきたいということを求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦教次君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時51分 再開

○議長（三浦教次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（三浦教次君） 理事者より発言の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（仲川元庸君） 失礼いたします。

先ほどの三橋議員からの御質問の中で一部答弁漏れがございましたので、改めてお答え申し上げます。

防災行政無線に関連した御質問の中ですけれども、今後の放送内容についてという部分でございます。災害時の通電火災の予防、また犯罪防止の呼びかけ、外国人観光客への放送等につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。